

中医協 総－2参考1
7 . 1 0 . 8

診調組 税－1参考1
7 . 1 0 . 8

これまでの経緯について

1. 総論

2. 3%引上げ時、5%引上げ時の対応について

3. 8%引上げ時の対応について

4. 8%引上げに係る検証について

5. 10%引上げ時の対応について

非課税となる取引とは

- 消費税の性格から、課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当ではない取引。以下の13項目の取引については「非課税取引」とされている。

【課税対象になじまないもの】

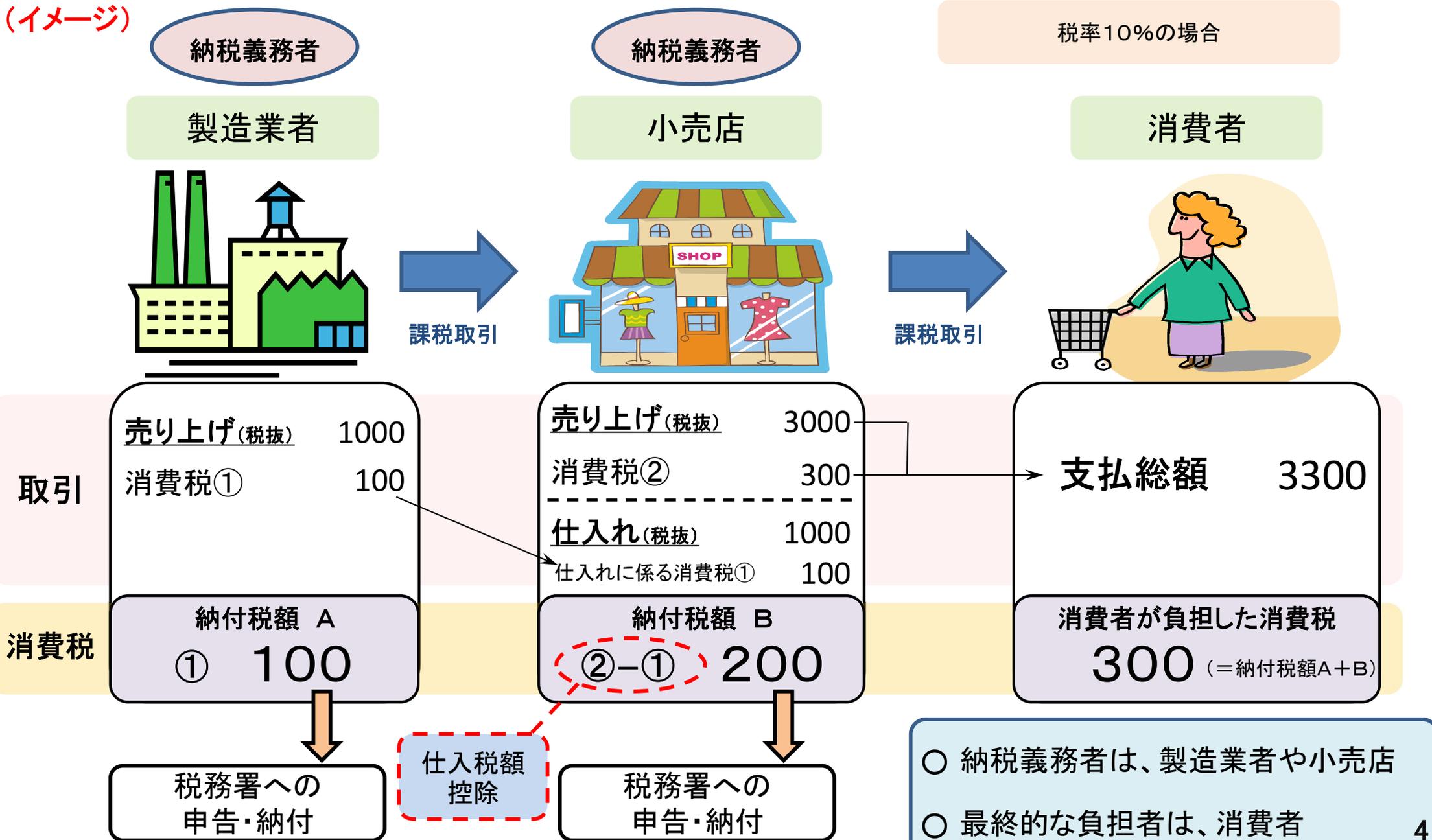
- ① 土地の譲渡及び貸付け
- ② 有価証券、有価証券に類するもの及び支払手段の譲渡
- ③ 利子に対価とする貸付金その他の特定の資産の貸付け等
- ④ 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡、物品切手等の譲渡
- ⑤ 国、地方公共団体等が、法令に基づき徴収する手数料等に係る役務の提供等

【社会政策的な配慮から課税することが適当ではないもの】

- ⑥ 公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類する資産の譲渡等
- ⑦ 介護保険法の規定に基づく、居宅・施設・地域密着型介護サービス費の支給に係る居宅・施設・地域密着型サービス等
- ⑧ 医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による、助産に係る資産の譲渡等
- ⑨ 墓地、埋葬等に関する法律に規定する埋葬・火葬に係る埋葬料・火葬料を対価とする役務の提供
- ⑩ 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品の譲渡、貸付け等
- ⑪ 学校、専修学校、各種学校等の授業料、入学金、施設設備費等
- ⑫ 教科用図書等の譲渡
- ⑬ 住宅の貸付け

消費税の基本的な仕組み

(イメージ)



社会保険診療における消費税の取扱い(現状・非課税)

(イメージ)



税率10%の場合
(診療報酬点数に仕入れに係る消費税分(100)を上乗せ)

取引	売上げ(税抜)	1000
	消費税②	100

	仕入れ(税抜)	900
消費税	仕入れに係る消費税①	90
	納付税額	②-① 10

仕入税額控除

税務署への申告・納付

診療報酬による売上げ	3100
消費税非課税	

仕入れ(税抜)	1000
仕入れに係る消費税②	100

社会保険診療は非課税のため、当該仕入分に係る仕入税額控除を行えない

納税はしない

支払総額	3100
(診療報酬対応分含む)	
×	患者の自己負担割合

支払総額	3100
(診療報酬対応分含む)	
×	患者の自己負担割合
[1 -

- 卸は納税義務者となるが、医療機関等は納税義務者とはならない。
- 非課税取引である社会保険診療においては、当該仕入分に係る仕入税額控除を行えないため、仕入に係る税負担(本図では100)は診療報酬で手当てされている。5

1. 総論

2. 3%引上げ時、5%引上げ時の対応について

3. 8%引上げ時の対応について

4. 8%引上げに係る検証について

5. 10%引上げ時の対応について

平成元年、9年時の消費税対応分の計算方法

『診調組 税-1 30.3.30』
から抜粋したもの

○平成元年4月診療報酬改定時(消費税導入時)の計算方法

① 薬価基準分 $3.0\% \times 0.9$ (注) $\times 0.9$ (在庫一ヶ月分調整率) = 2.4% (医療費ベース0.65%)

② 診療報酬本体分

$$\{ 100\% - 51.6\% (\text{人件費の割合}) - 20.4\% (\text{薬剤費の割合}) - 3.7\% (\text{価格低下品目の割合}) - 10.3\% (\text{非課税品目の割合}) - 4.0\% (\text{主要でない項目の割合}) \} \times 1.2/100 (\text{消費者物価への影響}) \times 10/11 (\text{在庫1ヶ月分調整率}) = 0.11\%$$

全体改定率 ①+②=0.76%

(注) 消費税導入時の薬価算定方式は、薬の流通価格の加重平均値よりも、最低でも10%程度上乗せされた価格が薬価として設定されていたため、過剰転嫁とならないよう、「0.9」を乗じている。

○平成9年4月診療報酬改定時(消費税5%への引上げ時)の計算方法

① 薬価基準分 20.9% (薬剤費の割合) $\times 2/103 = 0.40\%$

② 特定保険医療材料分 2.4% (特定保険医療材料の割合) $\times 2/103 = 0.05\%$

③ 診療報酬本体分 $\{ 100\% - 46.8\%$ (人件費の割合) $- 20.9\%$ (薬剤費の割合) $- 2.4\%$ (特定保険医療材料の割合) $- 8.4\%$ (非課税品目の割合) $\} \times 1.5/100$ (消費者物価への影響) = 0.32%

全体改定率 ①+②+③=0.77%

1. 総論

2. 3%引上げ時、5%引上げ時の対応について

3. 8%引上げ時の対応について

4. 8%引上げに係る検証について

5. 10%引上げ時の対応について

○「社会保障・税一体改革大綱について」（平成24年2月17日閣議決定）（抄）

（2）消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項

今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱とする。その際、医療機関等の行う高額な投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当を行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当することとする。また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。

○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（平成24年3月30日閣議決定）（抄）

第7条第一号ハ

医療機関等における高額な投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。



平成24年4月11日開催の中医協総会において、

- ・新たな分科会を設置すること
 - ・その分科会において“消費税課税の状況把握のための調査”を行うこと
- 等を決定

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）

第7条第一号ト

医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

第7条第一号ロ

低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書 (平成24年6月15日 民主党・自由民主党・公明党)

税関係協議結果

政府提出の税制抜本改革2法案については、以下のとおり修正・合意した上で、今国会中の成立を図ることとする。

○第7条(消費税率引上げに当たっての検討課題等)について

- ・ 医療については、第7条第1号へ(※)に示した方針に沿って見直しを行うこととし、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時まで、高額の投資に係る消費税負担について、医療保険制度において他の診療行為と区分して適切な手当を行う具体的な手法について検討し結論を得る。また、医療に関する税制上の配慮等についても幅広く検討を行う。

※ 3党合意による衆議院における法案修正により、①医療機関等の消費税負担に関する規定の条文番号が「第7条第一号へ」から「第7条第一号ト」にずれ、②第7条第一号ロとして複数税率導入に関する検討規定が追加された。

「医療機関等における消費税負担に関する分科会」 における議論の中間整理(平成25年9月25日)の概要

診調組 税 - 1
30.3.30

1. 診療報酬とは別建ての高額投資対応について

○ 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担については、平成26年4月の消費税率8%への引上げ時に、診療報酬とは別建ての高額投資対応を行うことについて検討を行った。

○ 診療側委員からは、

- ・ 診療報酬による対応は補填部分が不明確となり限界があるため、消費税率10%への引上げ時には税制上の抜本的な対応が必要であり、8%への引上げ時点においては、複雑な対応をすべきではない、
- ・ 高額投資対応の財源を診療報酬改定の財源に求めるのであれば、高額投資を行った医療機関に対して、高額な投資を行っていない医療機関が負担することになるため、別の意味の不公平感が生じる、

という意見など、診療報酬とは別建ての高額投資対応を行うことに対する反対意見が多数述べられた。

○ 支払側委員からも、

- ・ 医療機関が独自の経営判断で行う設備投資に対して、患者や保険者が事後的に補填することは理屈に合わず、加入者や事業者の理解を得るのが困難、
- ・ 今回の引上げ分のみ対応することとすると、不公平感が完全には解消しないのに、システム改修等に膨大なコストがかかるため、効果がコストに見合わない、などの意見が述べられた。

○ また、「医療機関等の設備投資に関する調査」の結果等によれば、医療機関等の投資実績に応じた償還に必要な財源規模を正確に見込むことは困難と考えられる。

○ 以上のとおり、診療側委員、支払側委員の意見が一致したことから、消費税率の8%引上げ時には、診療報酬とは別建ての高額投資対応は実施せず、診療報酬改定（調剤報酬改定を含む。以下同じ。）により対応することとする。

「医療機関等における消費税負担に関する分科会」 における議論の中間整理(平成25年9月25日)の概要

診調組 税 - 1
30.3.30

(1) 本体報酬

① 上乗せの対象項目について

○ 報酬上乗せを行う報酬項目等については、透明性・公平性の観点から、基本診療料・調剤基本料への上乗せで対応すべきとの意見に加え、高額な投資に一定の配慮をする観点から、基本診療料・調剤基本料への上乗せに「個別項目」への上乗せも組み合わせるべきとの意見もあった。以上より、医療経済実態調査の結果等を踏まえ、基本診療料・調剤基本料への上乗せによる対応を中心としつつ、「個別項目」への上乗せを組み合わせる形で対応することを基本とする。

○ また、基本診療料・調剤基本料へ上乗せする場合の上乗せ方法については、基本的に以下のとおりとする。

① 医科診療報酬では、

ア 診療所については、初・再診料及び有床診療所入院基本料に上乗せする。

イ 病院については、診療所と初・再診料の点数を変えないようにするため、診療所に乗せた点数と同じ点数を初・再診料（外来診療料を含む。）に上乗せし、余った財源を入院料等に上乗せする。

② 歯科診療報酬では、初・再診料に上乗せする。

③ 調剤報酬は、調剤基本料に上乗せする。

〔公益裁定〕

「消費税率 8 %への引上げに伴う対応」について（抜粋）

本体報酬「消費税率 8 %への引上げに伴う対応」について、公益委員の考えは以下のとおりである。

1. 略

2. しかしながら、今回の医療経済実態調査の結果等から、高額な投資への配慮の観点で、どの「個別項目」にどの程度上乗せすればよいかということ判断することは、データの制約上、困難である。

また、高額な投資が行われた時点が、消費税引上げの前か後かによって、投資に係る消費税負担と診療報酬による補てんと間に不整合が生じるという問題もある。

3. このような中で、仮に特定の「個別項目」を選定し、積極的に点数を上乗せした場合、医療機関の間に新たな不公平感を惹起するだけでなく、患者の理解を得られないおそれもあり、全ての人から納得を得られるような「個別項目」への上乗せは現実的に不可能である。

4. 診療報酬で対応する以上、「個別項目」に上乗せしない場合であっても、一定の不公平感が生じることはもとより避けられないが、今回のように限られたデータの中で対応を行わざるを得ないとすれば、可能な限り分かりやすい形で上乗せすることを重視すべきであり、**基本診療料・調剤基本料に点数を上乗せすることを中心に対応し、「個別項目」については、基本診療料・調剤基本料との関係上、上乗せしなければ不合理になると思われる項目等に補完的に上乗せすることが、現時点で取り得る最善の策である**と考える。具体的には、別添のと通りの改定とする。

消費税率8%引上げ時の対応(平成26年度改定)

診 調 組 税 - 1
2 7 . 8 . 7

○ 平成26年4月の消費税引上げでは、医療機関等の実態調査に基づき、消費税対応分として、必要額(診療報酬改定全体土1.36%)を確保。

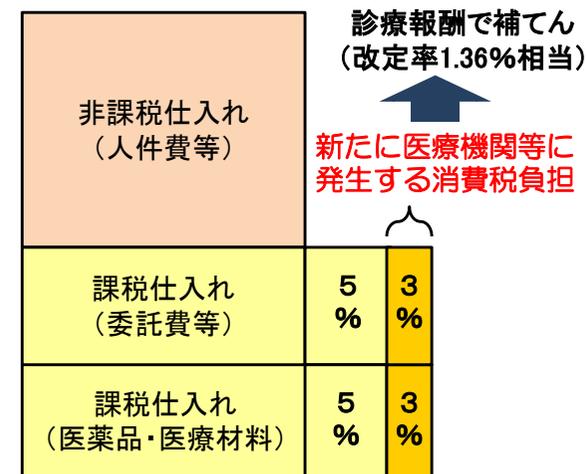
◆診療報酬本体(+0.63%)

・・・多くの医療機関等に手当される等の観点から、初再診料、入院基本料等の基本的な点数に上乗せ

◆薬価・特定保険医療材料価格(+0.73%)

・・・市場実勢価格に消費税3%分を上乗せ

医療機関等の仕入れの構造

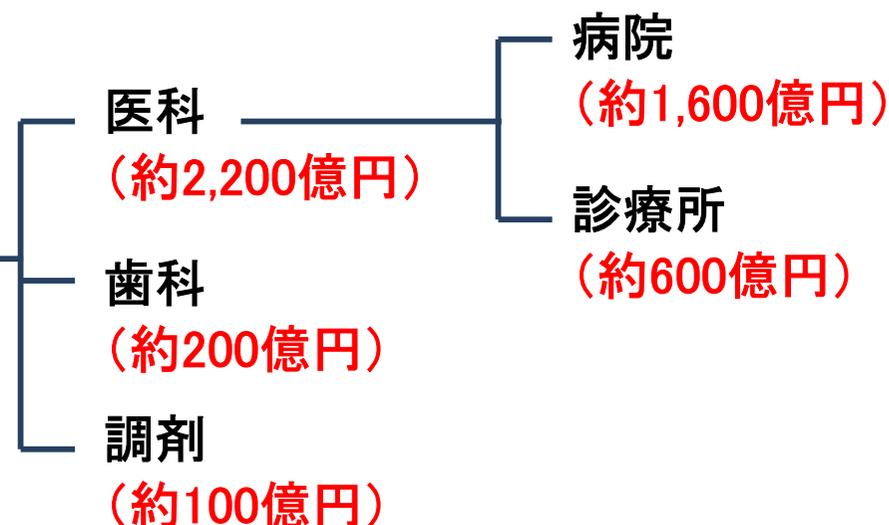


全ての仕入れ価格が3%引き上げられるわけではない(非課税仕入れが存在)ので、改定率は1.36%相当

26年度の改定率(消費税対応)

薬・材料	0.73%	(約3,000億円)
本体	0.63%	(約2,600億円)
合計	1.36%	(約5,600億円)

本体報酬の財源配分



1. 平成26年度診療報酬改定率(消費税引上げ対応分)を踏まえた財源配分について

(1) 改定率

全体改定率 +1.36% (約5600億円)

診療報酬改定(本体) +0.63% (約2600億円)

各科改定率 医科 +0.71% (約2200億円)

歯科 +0.87% (約 200億円)

調剤 +0.18% (約 100億円)

※3科の改定率は、薬剤費、特定保険医療材料費を除いた課税経費率(減価償却分を含む)に応じたものとなっている。

医科、歯科、調剤間での財源配分についての「議論の中間整理」での記述

②消費税引上げに伴う改定財源の配分の考え方について

○ 消費税引上げに伴う本体報酬に係る改定財源の配分については、以下の算式で得られる数値により財源を按分することを基本とする。

①医科、歯科、調剤間での財源配分

〈医科、歯科、調剤ごとの医療費シェア〉×〈医科、歯科、調剤ごとの課税経費率〉

薬価改定等 +0.73% (約3000億円)

薬価改定 +0.64% (約2600億円)

材料価格改定 +0.09% (約 400億円)

(2) 改定率の計算式

$$\textcircled{1} \text{診療報酬本体} \quad (17.39\%(\text{その他課税費用}) + 4.59\%(\text{減価償却費})) \times 3/105 = 0.63\%$$

$$\textcircled{2} \text{薬価改定} \quad 22.55\%(\text{医薬品費}) \times 3/105 = 0.64\%$$

$$\textcircled{3} \text{材料価格改定} \quad 3.19\%(\text{特定保険医療材料費}) \times 3/105 = 0.09\%$$

1. 総論

2. 3%引上げ時、5%引上げ時の対応について

3. 8%引上げ時の対応について

4. **8%引上げに係る検証について**

5. 10%引上げ時の対応について

平成28年度 補てん状況把握結果① 【全体】

診 調 組 税 - 1
3 0 . 7 . 2 5

(1施設・1年間当たり)

	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
報酬上乘せ分 (A)	17,860千円	818千円	374千円	263千円
3%相当負担額 (B)	21,005千円	736千円	406千円	297千円
補てん差額 (A-B)	▲3,145千円	82千円	▲31千円	▲35千円
補てん率 (A/B)	85.0%	111.2%	92.3%	88.3%
医業・介護収益 (C)	2,964,340千円	132,220千円	52,879千円	165,676千円
医業・介護収益に対する補てん差額の 割合((A-B)/C)	▲0.11%	0.06%	▲0.06%	▲0.02%
集計施設数	(994)	(1,252)	(448)	(900)

※ 上記はサンプル調査の結果であり、これによって全体の姿を正確に表すことは困難であるが、仮に病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局の補てん率（医療経済実態調査による消費税支出に対するNDBデータによる補てん点数の比率）から全体の補てん率を推計すると、約92.5%（医業・介護収益に対する補てん差額の割合▲0.05%）となる。

補てん状況結果に対する要因分析について

- 平成26年度改定の際の財源配分の考え方は、以下のように整理されている。

平成25年9月25日 中医協総会

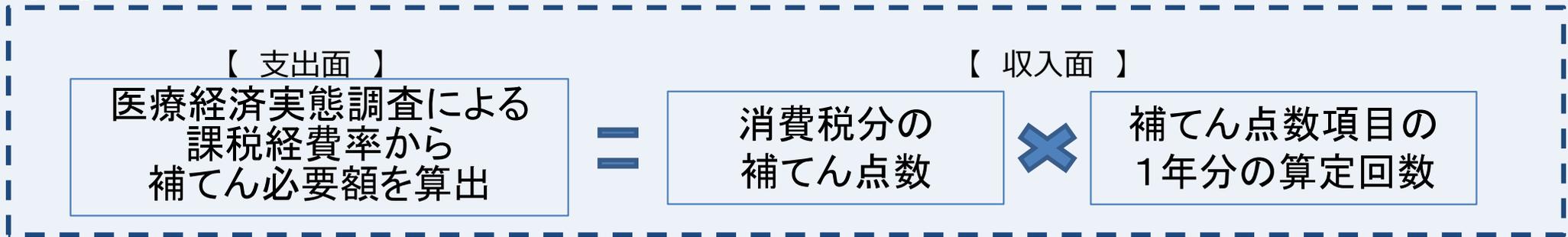
「医療機関等における消費税負担に関する分科会」における議論の中間整理 (抄)

②消費税引上げに伴う改定財源の配分の考え方について

- 消費税引上げに伴う本体報酬に係る改定財源の配分については、以下の算式で得られる数値により財源を按分することを基本とする。

- ① 医科、歯科、調剤間での財源配分 \langle 医科、歯科、調剤ごとの医療費シェア $\rangle \times \langle$ 医科、歯科、調剤ごとの課税経費率 \rangle
- ② 病院、診療所間での財源配分 \langle 病院、診療所ごとの医療費シェア $\rangle \times \langle$ 病院、診療所ごとの課税経費率 \rangle
- ③ 入院料間での財源配分 \langle 各入院料ごとの医療費シェア $\rangle \times \langle$ 各入院料ごとの課税経費率 \rangle

- また、各カテゴリの補てん項目ごとに、以下の考え方で点数を設定しており、補てん状況調査も同様の考え方で行っている。



- したがって、補てん率にバラツキが生じる主な要因としては、以下が考えられる。

- ① 医療費シェアの変化
- ② 課税経費率の変化
- ③ 補てん点数項目の1年分の算定回数の見込みが実際と異なること

- 以上を踏まえて、平成26年度改定当時とその後における課税経費率、医療費シェアおよび算定回数について検証を行った。

【医科・歯科・調剤の財源配分】

- 各科の課税経費率・医療費シェアをもとにした財源配分に比率に対し、平成24年度以降、各科ごとの振れ幅は大きくないものと考えられる。ただし、各科ごとの財源規模の大きさが異なり、財源規模が大きい歯科、調剤は、医療費シェアや課税経費率の変動がわずかでも、医科に比べて補てん状況への影響が大きくなる。
- 歯科については補てん項目の算定回数の見込みと実績の乖離が、調剤については課税経費率と医療費シェアの上昇が、それぞれ補てん状況に影響を及ぼしていると考えられる。

【病院・一般診療所の財源配分】

- 平成24年度以降、病診間の医療費シェアの差が若干拡大している。課税経費率の変動についても、病院の課税経費率の割合が若干上昇している。このため、実際の消費税負担に係る病・診間の比重が、相対的に、病院では重く、診療所では軽くなっていると考えられる。つまり、病診間の医療費シェアの差の拡大と、病院の課税経費率の上昇が、病・診間の補てん状況に影響を及ぼしていると考えられる。

【初再診料・入院料の財源配分・配点】

〈初再診料について〉

- 初診料、再診料のいずれも見込みと実績に差が生じており、初診料について、診療所では増加傾向、病院では減少傾向にあることや、初再診料・外来診療料について総じて病院の占める割合が減少傾向にあることが分かり、補てん状況に影響を及ぼしていると考えられる。

〈入院料について〉

- 入院料ごとの課税経費率は、平成24年度（平成26改定当時）と平成28年度を比較して、概ね上昇傾向ではあるが、変動幅もそれぞれ異なり、補てん状況に影響を及ぼしていると考えられる。

〈算定回数について〉

- 補てん点数項目の算定回数については、全体的に見込みと実績に差が生じていることが分かった。これが全体の補てん不足にも影響を及ぼしていると考えられる。算定回数見込みの推計の際には、平成24年度の社会医療診療行為別調査の単月の算定回数に、一定の係数を乗じて、年間の算定回数へ引き伸ばしをしているが、単月と年間の乖離を精緻に処理できていなかった。また、項目ごとに算定回数に影響を与える要因（患者数、病床稼働率等）を反映することは難しかった。

〈その他留意すべき点について〉

- 課税経費率や算定回数の変動だけでは、補てん率の説明が難しいものもあり（療養病棟入院基本料算定病院等）、入院料等ごとの配点に当たり、これら以外に考慮すべき要素があるとは考えられないか。

◆ シミュレーション方法

- 以下に掲げる配点方法等の見直しを行った場合、補てん率のバラツキ等がどの程度改善するかについてシミュレーションを行った。

<見直し内容>

① 算定回数

補てん点数の設定に当たって、直近の通年実績のNDBデータを使用して、より適切な配点を行う。

② 課税経費率

一般病棟入院基本料・療養病棟入院基本料について、療養病床の割合で病院を分類して課税経費率をみる、精神病棟入院基本料について、精神科病院の課税経費率をみることとする。(各入院基本料の課税経費率の平均(※看護配置基準別の細分化は行っていない)

③ 入院料の配点 (入院料シェア)

入院料で補てんするに当たって、課税経費率のみを考慮して補てん点数を決定するのではなく、病院種別や入院料別ごとの入院料シェアも考慮して、補てん点数を決定する。

④ 初・再診料と入院料の配分

診療所に配分される財源について、ほぼ全額を初・再診料に充てるのではなく、まず無床診療所 (補てん項目は初・再診料のみ) の補てんを考慮して、初・再診料に配分を行うこととし、病院における初・再診料と入院料の比率を変え、入院料の割合を高める。

◆ 留意点

- 2019年改定に当たっては、直近のデータ（NDB 通年データ等）と2019年度予算に基づいて補てん点数を計算する必要があるが、これらのデータは現時点で把握できず、将来の補てん予測の全体像をシミュレーションすることは不可能。よって、今回の見直しに基づく配点をしていた場合、消費税負担3%分の補てんがどのようになっていたかを、2016年度の実績数値に基づき、過去にさかのぼってシミュレーションすることとする。
- 仮に過去、今回の見直しに基づく配点をしていた場合、本来は課税経費率や算定回数が変化していた可能性があるが、今回は便宜的に、2016年度の課税経費率や算定回数がそのままであったとして、同年度の補てん率がどうなっていたかを機械的に算出したものであり、精度に限界がある推計だという点に留意が必要。
- 現時点で対応可能なシミュレーションとして、①医療機関種別（病院・診療所・歯科診療所・保険薬局）、②病院のうち、入院基本料と特定入院料の構造の類型化が比較的容易な精神科病院と特定機能病院を対象として実施する。
- 2016年度補てん状況調査の対象医療機関について、当該調査と同様の手法でシミュレーションを実施したもの。このため、留意点や補てん状況の把握方法等についても、基本的に当該調査と同様。
- 使用するデータは、基本的に2016年度補てん状況調査と同様（補てん点数は前頁の見直し内容に基づき計算）。

課税経費率：第21回医療経済実態調査（医療機関等調査）に回答した医療機関を対象として、各医療機関の2016年度の課税経費データ（消費税5～8%の3%部分）を使用。

算定回数：上記の医療機関の、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）から、2016年4月から2017年3月までの対象施設における消費税上乘項目の算定回数を抽出。

◆ シミュレーション結果

○ ①医療機関種別（病院・診療所・歯科診療所・保険薬局）、②病院のうち特に補てん超過・不足が大きかった種別（精神科病院・特定機能病院）のどちらについても、補てんのバラツキは相当程度是正されると見込まれる。

① 病院・一般診療所・歯科診療所・保険薬局の補てん状況

<2016年度補てん状況調査の結果>

	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
報酬上乘せ分 (A)	17,860千円	818千円	374千円	263千円
3%相当 負担額 (B)	21,005千円	736千円	406千円	297千円
補てん差額 (A-B)	▲3,145千円	82千円	▲31千円	▲35千円
補てん率 (A/B)	85.0%	111.2%	92.3%	88.3%
医業・介護 収益 (C)	2,964,340 千円	132,220千円	52,879千円	165,676千円
医業・介護収益に対する補 てん差額の割合((A-B)/C)	▲0.11%	0.06 %	▲0.06%	▲0.02%
集計施設数	(994)	(1,252)	(448)	(900)

<今回のシミュレーションの結果>

(1施設・1年間当たり)

	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
報酬上乘せ分 (A)	21,135千円	735千円	400千円	290千円
3%相当 負担額 (B)	21,005千円	736千円	406千円	297千円
補てん差額 (A-B)	129千円	▲1千円	▲6千円	▲7千円
補てん率 (A/B)	100.6%	99.8%	98.7%	97.7%
医業・介護 収益 (C) ※	2,967,615 千円	132,137千円	52,905千円	165,703千円
医業・介護収益に対する補 てん差額の割合((A-B)/C)	0.00%	▲0.00%	▲0.01%	▲0.00%
集計施設数	(994)	(1,252)	(448)	(900)

※ 医業・介護収益(C)は、配点の見直しに伴い、シミュレーション前後で変動。シミュレーション後とシミュレーション前の報酬上乘せ分(A)の差額をシミュレーション前の医業・介護収益に足すことで、シミュレーション後の医業・介護収益を算出。

② 精神科病院・特定機能病院の補てん状況

<2016年度補てん状況調査の結果>

	精神科病院	特定機能病院
報酬上乘せ分 (A)	12,667千円	148,716千円
3%相当負担額 (B)	9,820千円	241,114千円
補てん差額 (A-B)	2,847千円	▲92,398千円
補てん率 (A/B)	129.0%	61.7%
医業・介護収益 (C)	1,473,927千円	28,686,225千円
医業・介護収益に対する 補てん差額の割合 ((A-B)/C)	0.19%	▲0.32%
集計施設数	121	68
平均病床数	237	839

(1施設・1年間当たり)

<今回のシミュレーションの結果>

	精神科病院	特定機能病院
報酬上乘せ分 (A)	9,891千円	247,094千円
3%相当負担額 (B)	9,820千円	241,114千円
補てん差額 (A-B)	71千円	5,980千円
補てん率 (A/B)	100.7%	102.5%
医業・介護収益 (C) ※	1,471,151千円	28,784,603千円
医業・介護収益に対する 補てん差額の割合 ((A-B)/C)	0.00%	0.02%
集計施設数	121	68
平均病床数	237	839

※ 医業・介護収益(C)は、配点の見直しに伴い、シミュレーション前後で変動。シミュレーション後とシミュレーション前の報酬上乘せ分(A)の差額をシミュレーション前の医業・介護収益に足すことで、シミュレーション後の医業・介護収益を算出。

1. 総論

2. 3%引上げ時、5%引上げ時の対応について

3. 8%引上げ時の対応について

4. 8%引上げに係る検証について

5. **10%引上げ時の対応について**

- 2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げに向けて、診療報酬制度における対応に関する検討を行ってきた。
 - 2019年度改定に当たっては、消費税率が5%から8%に引き上がった部分も含めた、消費税率5%から10%の部分について、補てん状況が是正される配点とする方針。
 - 補てん点数項目に係る算定回数について、直近のNDBデータの通年の実績データを用いることで、可能な限り実態を踏まえた形で補てん点数の計算を行う。
 - 消費税率10%への引上げ後の補てん状況については、必要なデータが揃い次第速やかに、かつ継続的に検証。
- ①**医科** 基本診療料に点数を上乗せすることを中心に対応。入院料について、病院種別や入院料別ごとの入院料シェアも考慮して、消費税負担に見合う補てん点数を決定。
- ②**歯科** 2014年改定時の考え方を踏襲し、原則として初・再診料に配分。
- ③**調剤** 2014年改定時の考え方を踏襲し、原則として初・再診料に配分。

【1】改定率（消費税率8 - 10%の2%分）

（財源額の表示は満年度分）

全体改定率	+ 0.88%	（約4,100億円）
診療報酬本体改定率	+ 0.41%	（約1,900億円）
各科改定率		
医科	+ 0.48%	（約1,600億円）（※1）
歯科	+ 0.57%	（約200億円）
調剤	+ 0.12%	（約100億円）
薬価・材料価格改定率	+ 0.47%	（約2,200億円）（※2）
薬価	+ 0.42%	（約1,900億円）
材料価格	+ 0.06%	（約300億円）

（※1）医科改定財源は、訪問看護の改定財源（約6億円）を含む。

（※2）四捨五入の関係で、改定率の内訳と合計が一致していない。

【2】改定率の計算式（消費税率8 - 10%の2%分）

（課税経費率は2016年度の実績）

<報酬本体>

$$\{ 22.74\% \text{ (課税経費率)} - 0.55\% \text{ (給食材料費分)}(\ast) \} \times 2/108 = 0.41\%$$

<薬価>

$$22.52\% \text{ (医薬品費分)} \times 2/108 = 0.42\%$$

<材料価格>

$$3.03\% \text{ (特定保険医療材料費分)} \times 2/108 = 0.06\%$$

（※）食料品が軽減税率の対象（消費税率8%のまま）となるため、課税経費率から給食材料費分を除く。

【3】消費税率5-8%の3%分の見直しを含めた今回の改定財源額（本体のみ）

（財源額の表示は満年度分）

診療報酬本体改定財源額	約4,700億円
医科	約4,000億円
歯科	約400億円
調剤	約300億円

【4】報酬本体における医科の病院・診療所間の財源配分

○ 病院・診療所間の財源配分は、「議論の整理」に基づき、

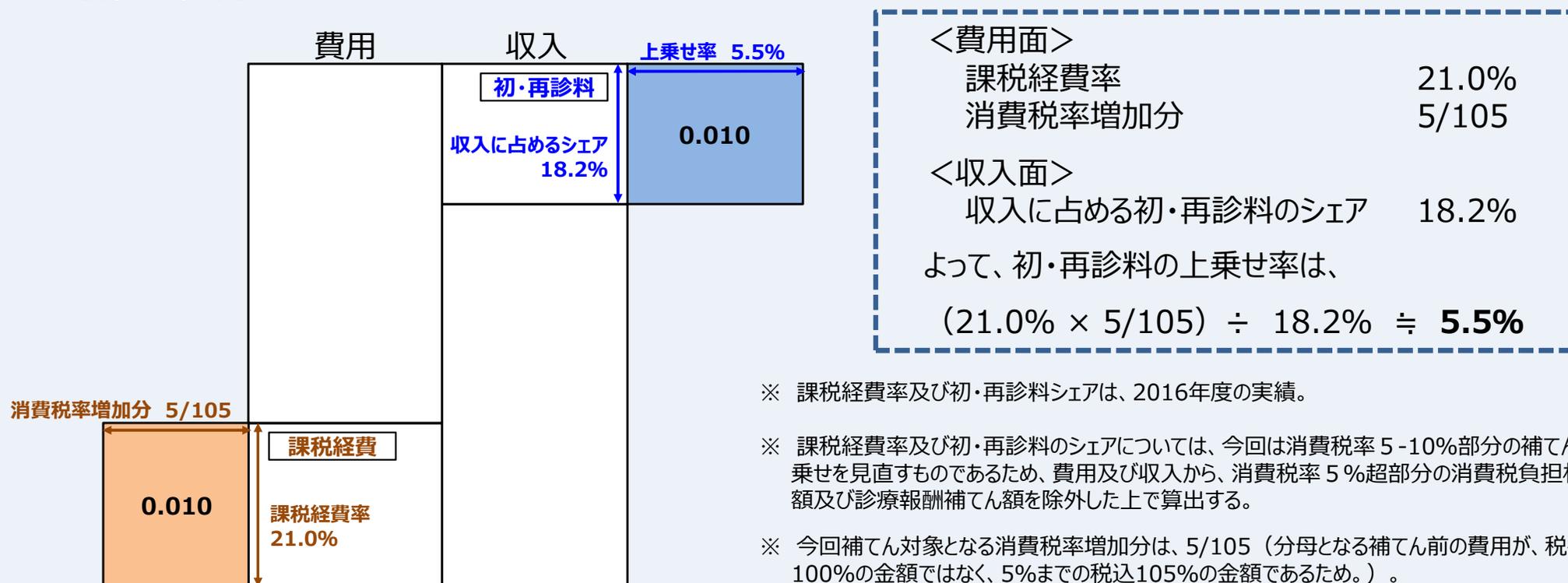
＜病院・診療所それぞれの医療費シェア＞ × ＜病院・診療所それぞれの課税経費率＞

の比に応じて行う。ただし、食料品が軽減税率の対象であるため、課税経費率のうち給食材料費について、消費税率5-8%部分の計算には含めるが、消費税率8-10%の部分の計算からは除く。

（医療費シェア、課税経費率は2016年度の実績）

	消費税率	病院	診療所	
【配分比】	5-8%	52.8%×27.8%	20.7%×22.2%	≒ 76.1 : 23.9
	8-10%	52.8%×26.9%	20.7%×21.8%	≒ 75.8 : 24.2
【財源額】	5-8%	約1,800億円	約600億円	
	8-10%	約1,200億円	約400億円	
	合計	約3,000億円	約1,000億円	

- 「議論の整理」において、初・再診料については、「診療所に配分される財源について、ほぼ全額を初・再診料に充てるのではなく、まず無床診療所（補てん項目は初・再診料のみ）の補てんを考慮して、初・再診料に配分を行うこととし、病院における初・再診料と入院料の比率を変え、入院料の割合を高めることとする。」とされたところ。
- 「議論の整理」に基づいて、無床診療所の収支構造を踏まえると、初・再診料の上乗せ率は以下の通りになる。

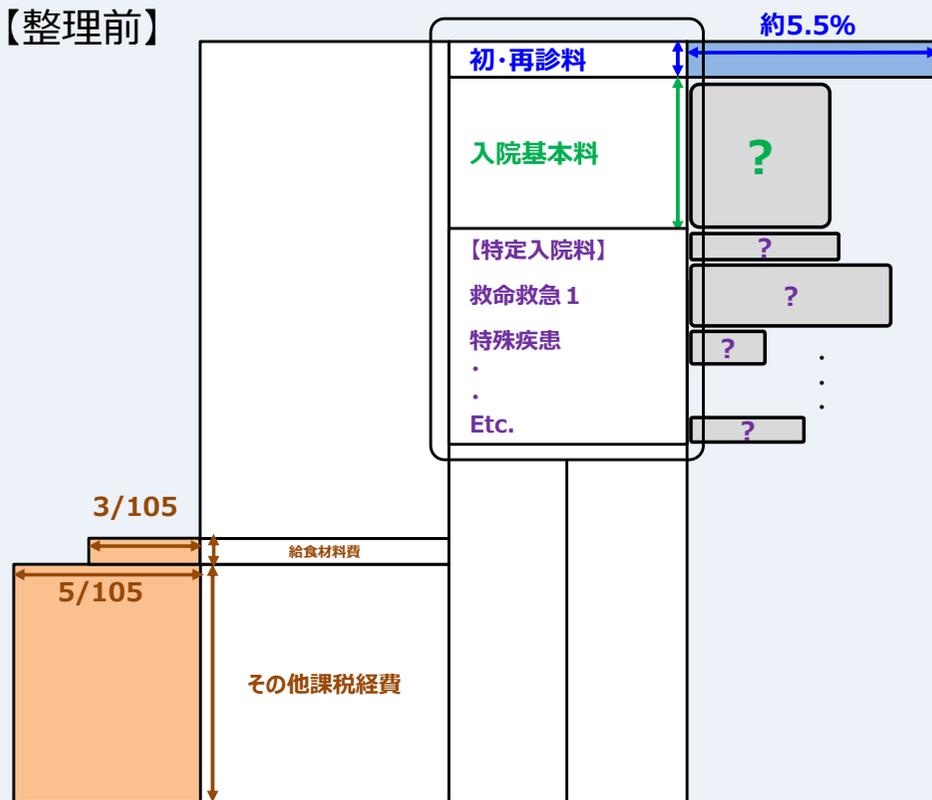


- なお、実際の配点においては、点数を整数化する等の調整により、上乗せ率が本資料で示された数値と若干異なる可能性がある点には留意。

- 特定入院料は種類が多く、病院ごとに算定する項目も様々であり、消費税負担と入院料シェアのバランスをみながら、個別の特定入院料ごとに上乘せ率を算出することは困難。そのため、前頁で説明の通り、特定入院料を大きく4分類に括ることで、以下の図のように病院の収入構造を整理する。

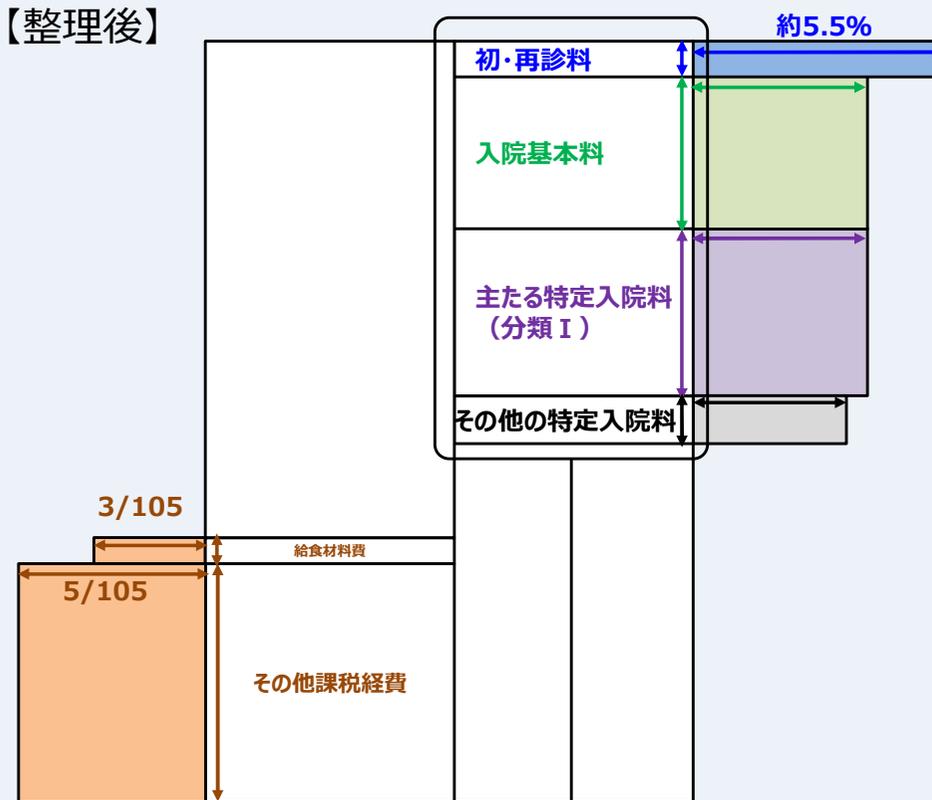
<一般病院（急性期一般入院料届出）の場合>

【整理前】



多数の特定入院料が混在し、収入に占めるシェアも異なる。個々に上乘せ率を算出することが困難。

【整理後】



特定入院料を、当該医療機関で算定する主たる分類（図では分類Ⅰ）とその他の2つにまとめることができ、補てん対象の収入項目を初・再診料、入院基本料、主たる特定入院料、その他の特定入院料の4種類に集約。上乘せ率の算出が容易になる。

- 消費税補てんの収入と費用の構造は以下の表の通り。費用面の負担面積と、収入面の補てん面積が一致し、それに見合う各補てん項目の補てん面積と上乘せ率を求めることになる。

【整理前】

特定入院料が多数混在し、個々に上乘せ率を算出することが困難。

収入	上乘せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	○%	○○
入院基本料	?	□%	?
特定入院料(救命1)	?	△%	?
特定入院料(特殊疾患)	?	×%	?
⋮	⋮	⋮	⋮
Etc.	?	⋮	?
合計	—	◎%	▲▲
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	◆%	◆◆
その他の課税経費	5/105	●%	●●
合計	—	▲%	▲▲

➔

【整理後】

特定入院料が2種類になり、補てん項目が4種類に集約され、上乘せ率の算出が容易になる。

収入	上乘せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	○%	○○
入院基本料	?	□%	□□
特定入院料(I)	?	△%	△△
その他の特定入院料	?	×%	××
合計	—	◎%	▲▲
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	◆%	◆◆
その他の課税経費	5/105	●%	●●
合計	—	▲%	▲▲

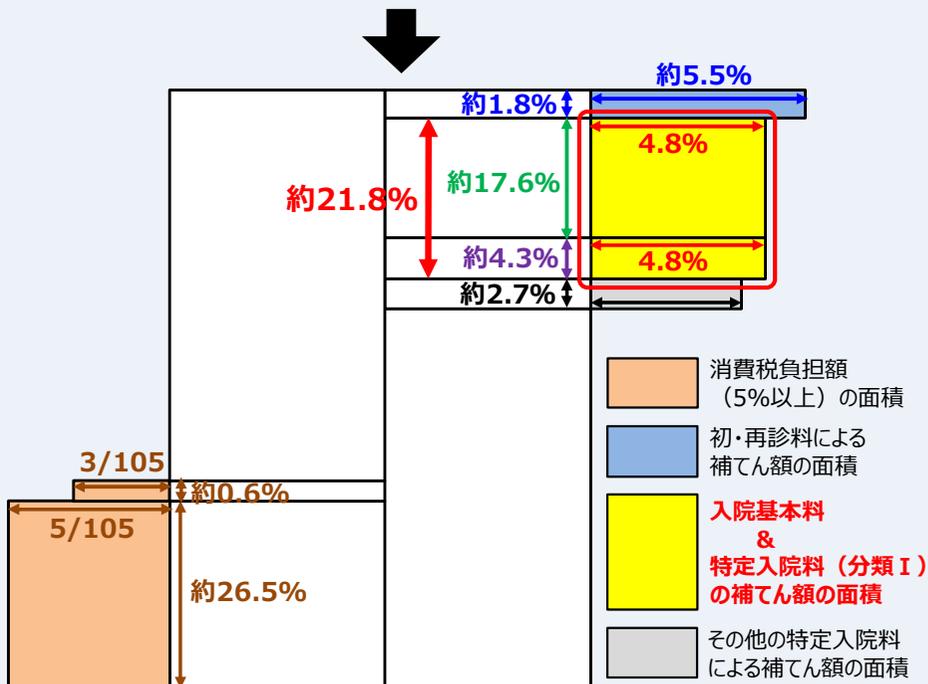
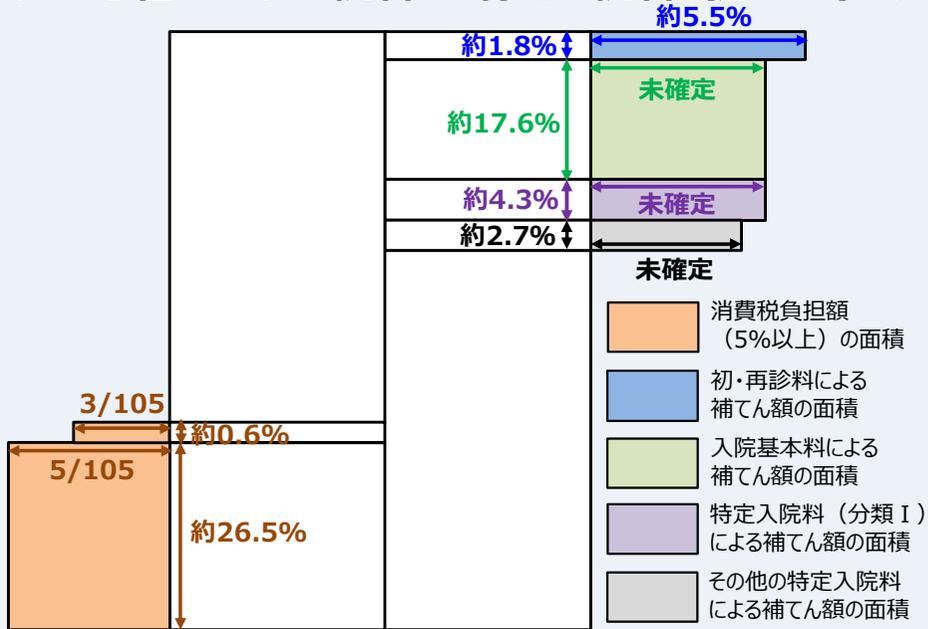
一定の条件の下、面積を算出（次頁参照。）

- 課税経費率及び入院料シェアについては、5 - 10%部分の補てん上乘せの土台となるため、費用および収入から、消費税率5%超部分の消費税負担相当額及び診療報酬補てん額を除外して算出する。
- 今回補てん対象となる消費税率増加分は、給食材料費については3/105、その他の課税経費については5/105（分母となる補てん前の費用が、税抜100%の金額ではなく、5%までの税込105%の金額であるため）。

入院基本料・特定入院料の配点について

診調組 税 - 1 - 1
3 1 . 1 . 9

例：急性期一般入院料 & 特定入院料（分類Ⅰ）の上乗せ率を算出する場合



急性期一般入院料 & 特定入院料（分類Ⅰ）

収入	上乗せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.8%	0.00097
入院基本料	未確定	17.6%	未確定 ①
特定入院料(Ⅰ)	未確定	4.3%	未確定 ②
その他の特定入院料	未確定	2.7%	未確定 ③
合計	—	26.4%	0.01281
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	26.5%	0.01263
合計	—	27.2%	0.01281

(1) 入院基本料と特定入院料(分類Ⅰ)をまとめて、収入を占めるシェアを合算する。
 $17.6\% + 4.3\% = 21.8\%$

急性期一般入院料 & 特定入院料（分類Ⅰ）

収入	上乗せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.8%	0.00097
入院基本料 特定入院料(Ⅰ)	4.8%	21.8%	0.01051
その他の特定入院料	—	2.7%	0.00132
合計	—	26.4%	0.01281
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	26.5%	0.01263
合計	—	27.2%	0.01281

(3) ①②をまとめた補てん面積を、収入に占めるシェアで除し、上乗せ率を算出。
 $0.010151 \div 21.8\% = 4.8\%$

(2) 未確定①～③の面積合計は、
 $0.01281 - 0.00097 = 0.01183$
うち、①②を一つとみなし、収入に占めるシェアの比(21.8% : 2.7%)を用いて①～③の面積合計を按分。①②の面積は、
 $0.01183 \times 21.8\% / (21.8 + 2.7) = 0.01051$

※四捨五入の関係で各数値の内訳と合計の表記が一致しない場合有り。

入院基本料・特定入院料の配点について

- 前頁と同様の手法を用いて、分類Ⅱ～Ⅳに該当する入院基本料と特定入院料についても、上乗せ率が算出できる。分類Ⅰ～Ⅳの上乗せ率は以下の通り。
- なお、一般病棟入院基本料については、今回の改定においては急性期一般入院料1～7又は地域一般入院料1～3についての上乗せ率となる点に留意。
- また、実際の配点においては、点数を整数化する等の調整により、上乗せ率が本資料で示された数値と若干異なる可能性がある点にも留意。

急性期一般入院料 & 特定入院料(分類Ⅰ)

収入	上乗せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.8%	0.00097
入院基本料 特定入院料(分類Ⅰ)	4.8%	21.8%	0.01051
その他の特定入院料		2.7%	0.00132
合計	—	26.4%	0.01281
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	26.5%	0.01263
合計	—	27.1%	0.01281

地域一般入院料 & 特定入院料(分類Ⅱ)

収入	上乗せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	2.4%	0.00134
入院基本料 特定入院料(分類Ⅱ)	4.0%	24.7%	0.00933
その他の特定入院料		3.8%	0.00153
合計	—	30.9%	0.01281
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	26.5%	0.01263
合計	—	27.1%	0.01281

精神病棟入院基本料(10対1・13対1) & 特定入院料(分類Ⅲ)

収入	上乗せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.1%	0.00058
入院基本料 特定入院料(分類Ⅲ)	2.6%	27.3%	0.00721
その他の特定入院料		11.9%	0.00313
合計	—	40.2%	0.01092
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	3.3%	0.00094
その他の課税経費	5/105	21.0%	0.00998
合計	—	24.3%	0.01092

精神病棟入院基本料(15対1以下) & 特定入院料(分類Ⅳ)

収入	上乗せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初再・診料	5.5%	1.0%	0.00053
入院基本料 特定入院料(分類Ⅳ)	2.2%	40.8%	0.00876
その他の特定入院料		7.6%	0.00163
合計	—	49.3%	0.01092
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	3.3%	0.00094
その他の課税経費	5/105	21.0%	0.00998
合計	—	24.3%	0.01092

- 特定入院料4分類の上乗せ率が全て決まると、4分類以外の残る入院基本料について上乗せ率の算出が自動的に可能となる。
- なお、実際の配点においては、点数を整数化する等の調整により、上乗せ率が本資料で示された数値と若干異なる可能性がある点には留意。

急性期・地域一般入院料（※1）

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.8%	0.00099
入院基本料	4.9%	17.7%	0.00868
特定入院料(Ⅰ)	4.8%	4.2%	0.00200
特定入院料(Ⅱ)	4.0%	2.7%	0.00109
特定入院料(Ⅲ)	2.6%	0.1%	0.00002
特定入院料(Ⅳ)	2.2%	0.1%	0.00002
合計	—	26.5%	0.01281
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	26.5%	0.01263
合計	—	27.1%	0.01281

療養病棟入院基本料

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.4%	0.00075
入院基本料	1.5%	42.8%	0.00627
特定入院料(Ⅰ)	4.8%	0.9%	0.00041
特定入院料(Ⅱ)	4.0%	7.6%	0.00306
特定入院料(Ⅲ)	2.6%	0.0%	0.00000
特定入院料(Ⅳ)	2.2%	0.0%	0.00000
合計	—	52.6%	0.01049
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	1.5%	0.00043
その他の課税経費	5/105	21.1%	0.01005
合計	—	22.6%	0.01049

精神病棟入院基本料（※2）

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.0%	0.00053
入院基本料	1.9%	20.0%	0.00383
特定入院料(Ⅰ)	4.8%	0.5%	0.00022
特定入院料(Ⅱ)	4.0%	0.0%	0.00000
特定入院料(Ⅲ)	2.6%	7.1%	0.00188
特定入院料(Ⅳ)	2.2%	20.8%	0.00446
合計	—	49.3%	0.01092
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	3.3%	0.00094
その他の課税経費	5/105	21.0%	0.00998
合計	—	24.3%	0.01092

特定機能病院入院基本料

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.0%	0.00055
入院基本料	8.8%	13.3%	0.01171
特定入院料(Ⅰ)	4.8%	4.6%	0.00224
特定入院料(Ⅱ)	4.0%	0.0%	0.00001
特定入院料(Ⅲ)	2.6%	0.1%	0.00002
特定入院料(Ⅳ)	2.2%	0.0%	0.00000
合計	—	19.0%	0.01452
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	0.3%	0.00010
その他の課税経費	5/105	30.3%	0.01442
合計	—	30.6%	0.01452

結核病棟入院基本料

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.4%	0.00076
入院基本料	5.1%	19.3%	0.00991
特定入院料(Ⅰ)	4.8%	4.2%	0.00201
特定入院料(Ⅱ)	4.0%	1.4%	0.00057
特定入院料(Ⅲ)	2.6%	0.0%	0.00000
特定入院料(Ⅳ)	2.2%	0.1%	0.00002
合計	—	26.4%	0.01327
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	27.5%	0.01309
合計	—	28.1%	0.01327

専門病院入院基本料

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	0.8%	0.00042
入院基本料	5.9%	17.4%	0.01026
特定入院料(Ⅰ)	4.8%	4.4%	0.00213
特定入院料(Ⅱ)	4.0%	0.0%	0.00000
特定入院料(Ⅲ)	2.6%	0.0%	0.00000
特定入院料(Ⅳ)	2.2%	0.0%	0.00000
合計	—	22.6%	0.01281
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	26.5%	0.01263
合計	—	27.1%	0.01281

障害者施設等入院基本料

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.4%	0.00076
入院基本料	2.9%	26.0%	0.00751
特定入院料(Ⅰ)	4.8%	2.5%	0.00119
特定入院料(Ⅱ)	4.0%	5.2%	0.00208
特定入院料(Ⅲ)	2.6%	1.0%	0.00027
特定入院料(Ⅳ)	2.2%	0.9%	0.00018
合計	—	36.9%	0.01200
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	1.2%	0.00033
その他の課税経費	5/105	24.5%	0.01167
合計	—	25.7%	0.01200

（※1）データ抽出対象は、分類Ⅰと分類Ⅱの急性期・地域一般入院料を算定している病院。ここで算出される入院基本料の上乗せ率は、分類Ⅰと分類Ⅱ以外の急性期・地域一般入院料（特別入院基本料）に適用。

（※2）データ抽出対象は、分類Ⅲと分類Ⅳの精神病棟入院基本料を算定している病院。ここで算出される入院基本料の上乗せ率は、分類Ⅲと分類Ⅳ以外の精神病棟入院基本料（特別入院基本料）に適用。

※四捨五入の関係で各数値の内訳と合計の表記が一致しない場合有り。

令和元年度診療報酬改定による改定点数の一例①

1. 医科

項目	改定前点数	補てん点数 (5%~8%分)	改定後点数	補てん点数 (5%~10%分)
初診料	282	12	288	18
再診料	72	3	73	4
急性期一般入院料 1	1,591	25	1,650	84
地域一般入院料 3	960	15	988	43
療養病棟入院基本料 1 (A)	1,810	41	1,813	44
特定機能病院一般病棟 7 対 1 入院基本料	1,599	33	1,718	152
精神病棟15対 1 入院基本料	824	13	830	19
救命救急入院料 1 (3日以内)	9,869	158	10,223	512
回復期リハビリテーション 病棟入院基本料 1	2,085	54	2,129	98
地域包括ケア病棟入院料 1	2,738	58	2,809	129
精神科救急入院料 1 (30日以内)	3,557	95	3,579	117
有床診療所入院基本料 1	861	15	917	71

令和元年度診療報酬改定による改定点数の一例②

2. 歯科

項目	改定前点数	補てん点数 (5%~8%分)	改定後点数	補てん点数 (5%~10%分)
歯科初診料	237	16	251	30
歯科再診料	48	3	51	6
歯科訪問診療料 1	1,036	12	1,100	80

3. 調剤

項目	改定前点数	補てん点数 (5%~8%分)	改定後点数	補てん点数 (5%~10%分)
調剤基本料 1	41	1	42	2
一包化加算 (42日以下)	32	2	34	4
一包化加算 (43日以上)	220	20	240	40
無菌製剤処理加算 (中心静脈栄養法用輸液)	67	10	69	12